第八条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第二号中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち」に改める。

第十条中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による障害共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第百二十三条の規定に基づき同令第二条第二十八号に規定する改正後協定実施特例法の相当する規定により支給する給付とみなされるものに限る。）」に、「第十一条第二項」を「第十条第二項」に、「第三十六条第四項」を「第三十六条第三項」に改める。

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第三十六条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第三条第二項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三十七条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを削り、同条第一項の表改正前厚生年金保険法第百四十六条ただし書の項の前に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百七条	被保険者	被保険者（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第百二十四条及び第百三十三条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。以下この章において同じ。）
	共済組合の組合員	
改正前厚生年金保険法第百二十四条	私学教職員共済制度の加入者	同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者
改正前厚生年金保険法第百三十三条	老齢厚生年金の	老齢厚生年金（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の

第三条第二項の表第二十四条の二第一項の項中

法第百三十二条第四項	平成二十五年改正法附則の効力を有するもの十二条第四項

を

法第百三十二条第四項	平成二十五年改正法附則の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項
老齢厚生年金	老齢厚生年金（被用者年金保険法等の一部を第六十三号）第一条の規定する第一項第一号に規定する第くものに限る。次項にお

に改め、同表第五十七条第一項及び第五十九条第一項の項を次のように改める。

第五十七条第一項	法第百三十二条第二項（	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（
	厚生年金保険法施行令第六条の二	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第六条の三
第五十九条第一項	法第百三十二条第二項（	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項（

第三条第二項の表第六十条の二第一項及び第二項の項の前に次のように加える。

第五条第一項の規定によりなおされた改正前厚生年金保険法第百三	附則第五条第一項の規定によりなおそとされた改正前厚生年金保険法第百三

を

附則第五条第一項の規定によりなおそとされた改正前厚生年金保険法第百三	附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三

に改め、同表第六十条の二第一項及び第二項の項の前に次のように加える。

金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一号厚生年金被保険者期間に基づいて同じ。）	金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一号厚生年金被保険者期間に基づいて同じ。）

を

金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一号厚生年金被保険者期間に基づいて同じ。）	金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の法第二条の五第一号厚生年金被保険者期間に基づいて同じ。）

に改め、同表第六十条の二第一項及び第二項の項の前に次のように加える。

第三条の二第一項	老齢厚生年金（第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第七十八条の二

第三条の前に見出しとして「（存続厚生年金基金に関する読替え等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であって同条に規定する各号の厚生年金被保険者期間（以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。）のうち同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」という。）の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である当該第一号厚生年金被保険者期間に基づく同法第三十二条第一号に規定する老齢厚生年金（以下「老齢厚生年金」という。）の受給権者に存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付をいう。以下同じ。）について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十三条の二の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	老齢厚生年金（第四十六条第五項において読み替えられた同条第一項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の第七十八条の二